

第 147 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 147 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 10 月 29 日（水）17:53～18:34

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 自動車検査独立行政法人中央実習センター施設管理・運營業務（自動車検査（独））
- 自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務（自動車検査（独））

2. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（自動車検査（独））

企画部 江坂部長、清水参事役、研修課 栗原課長、
総務部会計課 坂本課長、
業務部技術課 小林課長

（事務局）

館事務局長、栗田参事官、後藤参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第147回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、自動車検査独立行政法人の「中央実習センター施設等管理・運営事業」、「自動車検査用機械器具の保守管理業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

本日は、自動車検査独立行政法人企画部江坂部長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の修正点などにつきまして、2本まとめて、15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○江坂部長 検査法人の江坂でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、お手元の資料A-1と、中央実習センターの入札実施要項（案）という資料があるかと思いますが、まず、その2つを使いまして、中央実習センターのパブリックコメントの結果、そして、前回からの実施要項（案）の変更点について御説明申し上げます。

まず、パブリックコメントでございますが、10月8日～10月21日の間に実施いたしました。その結果、中央実習センターに関しましては、意見は寄せられませんでした。

それでは、前回の入札から変更されました実施要項（案）の変更点について御説明申し上げます。

資料A-1の2. でございます。

3つ変更点がございました。

1つ目が、定期点検及び保守の範囲の見直しでございます。具体的には、入札実施要項（案）の3ページの表1になります。

ここは、以前、表1の対象の機械設備の欄にもう一つ項目がございまして、「汚水処理施設維持管理業務」という項目がございましたが、これに関しましては、平成21年度から八王子市の下水道施設に実習センターの汚水管が直結いたしましたので、汚水処理施設維持管理業務は廃止されました。それで、1つ項目が削除されております。まず、そういう変更点がございます。

2つ目でございますが、グリストラップの清掃回数の見直しでございます。要項（案）の6ページをご覧ください。

6ページに、（5）清掃業務という欄がございます。この表の中に、項目として「グリストラップ清掃」というものがございまして、ここの業務に関しまして、食堂から排出されます食用油の浄化等のためにグリストラップという装置が設置されてございますが、この清掃作業を、従来、年1回であったものを年2回に変更いたします。これは、現在、この実習センターの管理業務を受託しております日国（にっこく）から、この汚れ方を見ますと、年1回では足りないもので、年2回に増やした方がいいという改善提案がございましたので、これを踏まえて変更をするものでございます。

3つ目が、契約期間の更新でございます。9ページの2. になります。

これは、検査機器の整備管理業務と同じように、従来2年間であったものを、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間に変更するというものでございます。

以上が、中央実習センターの要項（案）の変更点でございます。

それでは、続きまして、もう一つの方の事業でございます検査法人自動車検査用機械器具の保守管理業務に関しますパブリックコメントの結果について御説明申し上げます。

資料B-2をご覧ください。

パブリックコメントは、先ほどと同じ時期、10月8日～21日までの間、この保守管理業務に関しても実施いたしました。

この結果、資料の2. にございますとおり、2つの会社から2つの項目。件数としまして1つダブルっておりますので、3件の意見が寄せられてございます。

1つ目が、委託費の支払いが半期ごとでは長過ぎるというものでございました。これは具体的には、保守管理業務の入札実施要項（案）の方をご覧くださいますと、その資料の4ページでございますが、4. の（2）の「委託費の支払い方法」という欄でございますが、この後段の方に、委託費の支払いについて規定がございまして、従来は、半期ごとに支払うものとする。そして、その半期ごとに、全体の契約額の10分の1を支払うというような規定でございましたが、これに関しまして、半期では長過ぎるので、せめて、例えば四半期ごとにしていただけないかというような御意見をいただいております。

この背景といたしましては、民間の慣行の中では、半期ごとに支払うようなものは現在ございません。官庁関係しかないのではないのでしょうかということ。半期ごとでございますと、実質的に受託側が費用負担をするような場面も瞬間的に発生するというので、四半期ごとにできないかということでございます。これに関しまして、検査法人の中で検討をいたしました結果、この事業者の言い分も合理的なところが認められますので、この要望を取り入れまして、具体的には、委託費の支払いにつきましては、四半期ごとの業務の実績に応じて支払うよう修正いたします。これに伴い、その報告物につきましても、従来は半期ごとであったものを四半期ごとに改めることにいたします。

具体的な修正の書き方でございますが、要項（案）4ページの4.（2）の後段でございます。「委託費の支払いにあたっては」というところでございますが、「民間事業者は当該四半期の業務の完了後、検査法人との間で予め定める書面により当該四半期の業務に係る支払い請求を行い、検査法人は、これを受領した日から30日以内に業務の実績に応じた金額を民間事業者に支払うものとする。」と、このように規定を変更してございます。

以上が、まず1つ目でございます。

さらに、関連でございますが、10ページを開いていただきますと、10ページの10. に「報告すべき事項等」とございまして、その下に、報告の周期が書いてございました。以前は、「半期終了後」と書いてございましたが、これを「四半期終了後」という形に直してございます。

2つ目でございますが、2つ目の御意見は、これは2つの会社からそれぞれございまして、2件でございますが、「契約期間の5年が長過ぎる。例えば3年程度が適当ではないか」というものでございます。2件ございましたが、このうちの1件（1社）は、今回、直前まで応札する意思を示していたのですが、このパブコメの直前になりまして、会社内の事情による経営判断により、今回応札を断念すると言ってきた会社でございまして。今回は、応札を断念したのですが、この事業は、またチャンスが巡ってくれば、会社の状態がよくなってくれば、是非、また応札したいという意思を担当者が強く持っております。そうなりますと、5年間待つのはちょっと長過ぎると。

できたら、3年ぐらいしたら、またそういう機会が巡ってくるような形にできないかという背景から、3年にできないかというような意見が挙がってきたものでございます。

もう一社の方からも、同様の意見がございましたが、これは、いろいろ景気変動、物価変動等を考えますと、5年よりも3年程度の方が望ましいのではないかぐらいの動機でございまして。ただし、この5年が応札の阻害要件となるようなものではないということも、意見として聞いてございます。

以上を含めまして、法人としての考え方といたしましては、委託期間に関しましては、このような意見がございましたが、従来どおり、本業務の実施に際し必要となる検査機器の購入や職員の研修・訓練に要する初期費用の負担を考慮いたしますと、これらを軽減するため、当初案どおり5年としたいというふうに考えております。

以上が、パブリックコメントの結果、そして、これに基づく修正の状況でございます。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました、実施要項（案）につきまして、御意見・御質問がございましたら、どなたからでも御発言をいただきたいと思っております。

○渡邊副主査 今回の御説明の中の「5年では長過ぎる」という点なのですけれども、今回断念するので、次5年待つよりは短い方がいいというのは、個別の御事情というか、端的に応札を断念されるのだったら仕方がないのではないかという感じがするのですけれども、もう一つの方の景気変動を考えるとという方は、考慮の対象にしておいた方がいいのかなという気がして質問します。つまり、今回は、別に5年でも阻害要因にならないということであればいいのかもしれないのですけれど、景気の要因が、例えば各社の経済状況というよりは、かかる費用を考えてその見積りを出す、応札する前提として見積りをするときに、現下の経済状況だと、5年と言われると5年先まで見通すのがちょっと厳しい、3年だったら、ある意味おおむね見通せるということであるとすると、少し検討する内容なのかなという気がします。

例えば、ほかにもいろいろなファクターがあって、検査機器の利用を考えると長い方がいいのか、人を配置することを考えると長い方がいいのか、多分いろいろなファクターとの比較衡量のお話になると思うのですけれども、そういう意味で景気変動というのがどういう御趣旨なのか、ちょっと伺っておいた方がいいかなと思われました。

○稲生専門委員 これは、業界ぐらいいは開示できるのですか。どういう業界の方がおっしゃっているかというのはわかりますか。

○江坂部長 これは、実は端的に申し上げますと、安全自動車のグループでございまして、彼らが言うておりましたのは、正確に申し上げますと、「インフレ率」という言葉を使っております、これからいろいろと世界的にも大きな経済変動がございまして、極端なインフレ等が起こった場合に、その契約価額が固定されていると、なかなか厳しいものがありますというような御趣旨のことを言っていたいております。

それで、実は、この御意見を踏まえまして、中でちょっと確認したのですが、現在の契約書にお

いても、例えば鉄鋼価格が非常に上がって大きく変動するような場合においては、それを踏まえて協議をするというようなくだりがあるようございまして、このような極端なインフレがあった場合も、当然、そのような修正協議に応じなければいけないだろうと思っております。

○渡邊副主査 極端なインフレとかの場合には、普通、契約の条項に明示的に書かなくても、つまり調整条項が明示的に規定されていなくとも、予測しがたいということで、契約上、手当てできるはずです。私が申し上げたのは、極端なインフレとかではなくて、むしろ、もしかすると、そういう調整に至らないような、でも、3年だったら3年のスパンで、このぐらい費用がかかるのでこのぐらい応札というときに、今までは3年とか5年というのがまあまあこういう見通しで行けますよねといったところが、100年に一度の不況というのか、あるいは円高なのか、よくわからないのですが、極端にこの契約をもう一回見直しましょうというまではいかないけれども、自分たちの経営判断を行うに当たって、5年先のことは正直言って、なかなかの確度では考えにくいということだとすると、3年というスパンも検討対象に入ってくるのかなと思いました。

ただ、自分たちの数字が見積りにくいというだけの要素で、じゃ3年にするかというと、そうではなくて、ほかの機器の手当ての関係とか、やはりそれに5年必要だということであるとすると、そういう熟慮の結果、5年という判断になると思います。そういう時代に入ってしまったために、今までと同じように、5年間をずっとコンスタントにこのぐらいこういうふうやって費用がかかるとか、そういうのがもしできなくなっているのだとすれば、熟慮をしてあげるといふか、熟慮すべき、そういうファクターなのかなという観点でちょっと申し上げました。

○樫谷主査 事務局の方に伺いますが、今まで、5年というのはどんなのありましたか。

○事務局 過去ですと、中小企業大学校とかは、5年というのが。

○稲生専門委員 あれは施設関連でしたか。

○事務局 あれは研修ですね。

○稲生専門委員 ソフト事業でもあるわけですね。

○事務局 それから、霞が関の庁舎等についても、5年が幾つか出ています。

○稲生専門委員 直観的には、いわゆる箱物管理的な、中央実習センターの施設管理みたいな、こういうものは別に長くても、恐らく定型的な業務がかなり占めているのではないかなというような部分があるのですね。ところが、検査業務は、前回も入札がうまくいかなかったように、我々としては、ハードルをなるべく低くして、次回は何とかうまく行かせたいというのが実はあるのですね。

一番気にしているのは、前回のお話のときに、どういう業界さんに声をかけて、お宅様の方がかけないと、なかなか新規参入を図れないと思うものですから、失礼ですが、待ちの姿勢で、拳がってきたパブリックコメントだけを処理するという形で、契約期間であるとか、その中身を決めてしまうと、たくさんの応募者が出てこない可能性もあるので、論点はさっきとちょっとずれるかもしれませんが、そこら辺、どういう対応をされたのか、どういう業界に声をかけたのかというのを教えていただけますでしょうか。

○江坂部長 前回の小委員会では、もっと広く意見を聞くべきではないかというお話を伺いましたので、それを踏まえまして、こちらの方から、パブリックコメントを、インターネットで、紹介だ

けではなくて、実際に情報を提供してきた会社は23社ございますが、そのうちの12社に対しまして、担当者に電話を個別にかけまして、どのように考えるかというようなことを聞いておりますが、その結果、この5年ということに対して、長過ぎるというようなことを言うところはなかったと。それはこの「安全」だけであったということでございます。

○稲生専門委員 わかりました。

要は、今回の検査業務の方ですけれども、機械関係の保守とかをやっているような部門を持っているメーカーさんとか、自動車関係のそういう部門であるとかということところは割と参入しやすいという話があって、恐らく彼らは、非常に業界が厳しい中で、例えば2、3年であればおつき合えるかもしれないというふうに考えている可能性もある。つまり、3年先以降に、また自動車業界が盛り返ってきて景気よくなると、逆に、そっちのメンテナンスで当然人が要るわけですから、そういう人たちからしてみると、逆に、5年まで人を全部用意して、機械の部分を用意してとなると、負担に思うかもしれないとか、そういうこともあろうかなと思うのですが、いずれにしても、そういうのを踏まえても5年ということで、大体そういった業界さんについても、回答をいただいているという理解でよろしいのでしょうか。

要は、そこら辺は積極的に在宅様の方が、いろいろな業界、できるだけ幅広く声をかけて、さまざまな意見をお聞きになっているのであれば、我々としては、おやりになってもいいとは思っているのですが、そこら辺を十分な事情聴取をなされないままに、もし進めようと思うと、また同じ結果になるのではないかと、不調になるのではないかなという懸念をしているわけでございます。

○江坂部長 具体的に電話で意見を聞きました13社の内訳でございますが、こういった機械類の保守管理業務をやっている会社でございますとか、実際にその機械を製作している会社、さらには、自動車のアフターマーケットで全国展開をしているような会社、あと、自動車メーカーなど、幅広く業種に聞いてございます。

○稲生専門委員 なるほど。

皆さんはどうでしたか。一応関心は示していただきましたか。そこら辺はどうでしょう。

○江坂部長 やっぱり期間は関心がおありではございましたけれども、5年ということに対して、これは阻害になるというようなことは言われませんでした。

○稲生専門委員 わかりました。

もうちょっと立ち入って聞きますが、そもそも関心は示しましたでしょうか。今、5年という論点になっていますが、そうではなくて、今回の入札に対して、何か乗り気になっているとか、実はそのニュアンスがすごく大事ではないかなと思っているのですが、ちょっとしつこくて申しわけないですが。

○江坂部長 関心を示しているところが、前回で3つと申し上げたのですけれども、そのうちの1つが、今回断念されたところでございますが、恐らく確定的に応札してくるだろうというところは2つとっております。

ほかも、いろいろと声をかけたところは、特に整備機械の保守管理をしているような、余り規模は大きくない会社でございましたが、そこはかなり強い関心を示しておまして、そういうところ

も引き続き声かけをしていきたいなと思っております。

○稲生専門委員 そうですね。そこを是非、変な話ですが、いい意味での営業をしていただいて、できるだけ1社、2社と、参入していただくことが必要ななと思っておりますので、是非、それはお願いをしたいと思えます。

○渡邊副主査 今回の件で、別に私は反対だとかそういうわけでは全くないのですが、阻害要因になるかというよりは、次回はもっとやりやすくなるかというような、利便性と言うのか、その辺りの観点で、今、2件と伺って、ちょっとショックを受けているところもあって、勝手ですけど、もうちょっと期待していたところもあって。願わくば大きく、しかも、長く、それで、たくさん入ってくれば望ましいのですが。ある程度少し制度設計で、次回のときは、また、そのときの経済状況にもよるとは思うのですが、ちょっとそういう観点で見てください、2社が3社になるだけでもいいと思うので、その辺りをちょっと工夫していただけたらなと思えます。

○江坂部長 わかりました。

○樫谷主査 初期投資が大きいので、長い方が回収しやすいだろうという論理でやったわけですね。

○江坂部長 はい、そうですね。

○樫谷主査 余り長過ぎても、経済変動の影響もあったりということもあるので、その辺はよくヒアリングしていただいた上で、また、決めていただけたらいいと思えますが、今回は5年だということですね。

○江坂部長 はい。

○稲生専門委員 今度は論点がちょっと違うのですけれども、評価表でございまして、前回我々見ているはずなんですけれども、若干いかなかなと思っている部分があるので、御指摘をさせていただきたいのですけれども、資料A-2の中央実習センターの方の評価表、別紙20が69ページに入っております。基礎点と加点事項と分かれていて、基礎点が60点満点、加点が120点となっております。項目的に、これは評価するのは結構大変だろうなという、むしろお宅様の中の方、あるいは外部評価の方が大変じゃないかなという部分があって。例えば上から左の方に大項目があって、「業務の体制」、「管理・運營業務の提案」、「質の向上」、「その他」と、あるわけございますね。例えば「業務の体制」で言うと、「責任者及び事務担当者の経歴」が2つ目の中項目というかございまして、その(1)のこういった能力を備えた者を配置するというのは、加点というか、逆に必ず必要なのではないかなと思っております、これが基礎点ではなくて、加点事項でいいのかなということですが、それは確認していただいて、基礎点ではないのだという分け方であればいいと思うのですが、結構基本的なことを言っているのかということであれば、逆に、基礎点の方にした方がいいかなということ。勿論、これはこれで、そのままでも整理が悪いというわけではありません。一応確認をしてほしいというのが1点ですね。

それから、その次の中項目の「業務の計画的実施等」の(2)ですね。研修員等との良好な関係及び中央実習センターとの円滑な連絡体制。これも加点というか、そもそも基礎的な重要な項目ではないかなと思ったものですから、割と必須項目的なところにむしろ置くべき審査項目なのではないかな。連絡体制がなければ、そもそも業務がうまくいかないと思っておりますので、これもちょっと御確

認をいただきたいなということです。

それから、大項目の下のところで、「管理・運營業務の提案」で、どこかに入っているかもしれませんが、コスト削減についての提案は大体入ってしまってますね。簡単に言えば、質に関する提案とコストに関する提案ということで、大体加点事項はつくっていくのですけれども、コスト面の工夫はちょっと私見えないので、もし抜けているのであれば、どこかにコストに関する工夫みたいなものも入っている方が市場化テストらしいかなというふうにVFM（バリュー・フォー・マネー）に出るかなと思しますので、それも御確認をいただいて、ないのであれば、コスト面の工夫が見られるかのような項目は1つ入っている方が、多分審査する方もしやすいのではないかなと思っています。

それから、「質の向上」が大項目の3つ目にございますね。これも、「管理・運營業務の提案」でいろいろ工夫とあって、これがまさに質の向上ではないかなというふうにもあって、ダブルで見ているような気もしないではないものですから、これもちょっと御確認をいただいて、大項目で言う「管理・運營業務の提案」ということで、「質の向上」部分の議論が大体できるのであれば、あえて大項目の3つ目の「質の向上」は、屋上屋を架す感じもしますので、要らないのではないかなと思いますので、そこら辺、もう一度整理をお願いした方がいいかなと思って見ておりました。

それから、同じく評価表に関して、資料B-1の方ですが、39ページに、検査機器等の業務の評価表が入ってございまして。これはちょっとまずいなと思うのですが、非常にシンプルでよろしい反面、評価項目の加点項目の方の3つ目「実施方法についての提案」で、中身が、「業務の利便性の向上または経費の削減」というのがありまして、「または」はまずいのではないかな。これは別々に評価すべき項目ではないかなと思いますので、ちょっとこれは整理をして、むしろ、別立てにした方がいいのではないかなと。利便性を向上させることと同時にコスト向上を目指してほしいなと思いますので、これは要修正かなと思われますので、もう一度中で議論をいただければと思います。

以上でございます。

○樫谷主査 御検討をいただくということで。

○江坂部長 はい、わかりました。検討いたします。

○渡邊副主査 今回の件で、今、稲生先生の御指摘の箇所ですが、「×2」となっていたので、利便性の向上は利便性の向上で見て、経費の削減も一応それを見るのかと思いました。「×2」の意味なのですが、最初さっと拝見してそういうふうに思ってしまったので、そうすると、そこはどうかのですか。後で、「×4」というのが出てきます。

○稲生専門委員 そうそう、出てきますものね。「×4」になっていけば、そうなのかなと思うけれども。ただ、点をつける方からすると、結局、10点満点で見ていくのでしょうか。だから、やっぱり別立てにした方がいいのではないかなと思います。その方が差が出やすいですから。

○江坂部長 分けてある方がいいということですか。

○稲生専門委員 分けた方が私はいと思いますけどね。

○江坂部長 はい。

○渡邊副主査 今回の稲生先生が言われた箇所、私もちょっと拝見して、何となく最初違和感があったので、その違和感を考えてみるに、絶対必要最小限やってもらわなければいけないということ

は、加点というよりは必須だと思いますが、そういう観点で見ると、トラブル時対応が的確にできるとかといったことが加点項目になっていたりしています。必須はそういう意味では絶対にやれなければいけないことで、創意工夫みたいなものになると加点になると思うのですが、そういう仕分けをやっていただければ、多分、今の稲生先生のこの御質問というか御指摘はクリアできるのではないかという気がいたします。そういう意味でもう一回見ていただくということをしていただいた方がいいのかなと思いました。

○稲生専門委員　そうですね。

○江坂部長　御指摘を踏まえまして、もう一回検討をしたいと思います。

○渡邊副主査　情報の開示のところですが、細かい点になるので、後で事務局とお話ししていただいた方がいいと思うのですが、21年と22年を合算してお出しになること自体は問題ないのだろうと思うのですが、後に続く、例えば今のB-1で言うと、40ページで御指摘があって、これだけだと、21年度単独のものについてはどこどこを見るべきとか、そのリファレンスをつけていただいて、年度ごとで見て、過不足とかが、あるいは、フラクチュエイトする状況があるのであれば、そこをわかるような形でしていただくことが必要ではないでしょうか。

例えば、定期点検の数が1回だけで費用が非常に安くなっているとすると、見落としは実際にはないかもしれませんが、その定期点検を2回やるという前提で実施要項ができていますから、この年は定期点検1回で、その状況は何々参照とか、多分そういうふうにしていただいた方が、ベターな開示になるのかなという気がいたしました。

以上です。

○樫谷主査　これは、資料B-1の40ページと57、58。

○渡邊副主査　別添7のリファレンスです。

○樫谷主査　これは、20年度は、少しできなかった部分があるので、安くなっているわけですね。

○江坂部長　はい、そうです。

○樫谷主査　その辺のところはわかりやすくなるように。

○江坂部長　もしくは、背景情報がわかるように。

○樫谷主査　そうですね。そうしていただければ。

○江坂部長　はい。

○樫谷主査　これに注記をしていただければということだと思えます。

○江坂部長　はい。

○樫谷主査　それから、A-1のところ、既にそうなっているのかもわかりませんが、例の汚水処理施設の維持管理業務を廃止したと、こういうふうに21年度から、八王子の下水道ですね。その関係で、今の同じような情報開示の79ページ及び83ページを見ますと、19年度、20年度は、汚水処理施設も実施しているわけですね。

○江坂部長　はい、やっています。

○樫谷主査　21年、22年はどうなんですか。

○栗原課長　今年度から、22年度からやらなくなったということでございます。

○樫谷主査 なるほど。それでは、22年度はやってないということですね。

○栗原課長 22年度はやっていません。今年度はやっていません。

○樫谷主査 そうすると、今度、83ページを見ると、当然そのことが書いてありまして、別添1ですね。汚水処理施設維持管理業務で、365,000円とか並んでいるわけですね。22年度はないということだと思んですが、これは、その部分がなくなるというふうに考えていいということですね。

○江坂部長 はい、そうです。

○樫谷主査 したがって、そのところに何かリファレンスをつけていただくことと。

それから、83ページの19年度、20年度のトータル、これが13,148千円と15,132千円、21年度が11,444千円ですが、79ページの中の「委託費等」のところに13,148千円、15,132千円となっていて、21年、22年は合計で委託費で4,000万と書いてあって、これは半分にするということだと思うのですが、83ページの21年度の合計の11,444千円と、情報開示の「従来の実施に要した費用」の21、22年度の委託費との関係は、どういうふうに考えたらよろしいのですかね。今までは、少なくとも人件費があって、委託費の説明が、83ページに内訳としてあって、金額的にも合っているわけですね。ところが、21年度はトータルで委託をしているので、内訳は出てないわけですがけれども、21年度は内訳が出ていて、それが11,444千円になっている。22年度はこれの倍で、かつ汚水処理がなくなっているということは、1,100万ぐらいで済んでいるのかなと。そうすると、この4,000万という数字とつじつまがどう合っているのかなというような気がしまして。

○栗原課長 御承知のように、4,534万円は2年間のトータル分を出しております。83ページの11,444千円の中には、厚生補導業務というような形の人件費等は一切含まれておりませんので、それらを含めると、こちらに書いてありますように、平成20年度は4,111千円分の厚生補導業務等経費が含まれているというような整理でございまして、単純に平成20年度と21年度を比較しますと、平成20年度は2,300万ほど使っております、21年度と比べますと半分になると2,000万弱ですので、304万ぐらいの市場化した結果削減されているような整理はしております。

○樫谷主査 この4,000万を半分にすると2,000万ほどですね。それと、21年度の11,444千円の差額は、厚生補導業務で。

○栗原課長 厚生補導業務とか、運転・監視業務ですね。これらが含まれておりませんので。

○樫谷主査 そういうことですね。

これも、できれば、この関係がわかるように、どこかに注か何かを入れていただいたらよりいいのかなと。

○栗原課長 それでは、注意事項の方に。わかりました。

○樫谷主査 そうですね。

○渡邊副主査 79ページの（注意事項）の1. で「平成20年度以前は」と書いてあって、では、21年、22年はどうかというところがなく、83ページを見ても、そこがよくわからないということがあるので、この質問というか疑問が出てきたところに原因があると思います。多分、1. のところで、20年度以前がどうかということと、21年、22年度はどういうことなのかというのを両方書いていたかないといけないと思いますし、また83ページでも、そういう意識を持っていただいて、ピフォ

ア・アンド・アフターと言うのか、そんな感じで多分注記していただくと、すごく関係が明確になるのかなと思います。

○樫谷主査 そうですね。

○栗原課長 わかりました。

○樫谷主査 工夫をしていただくということでお願いします。

○江坂部長 はい。

○樫谷主査 以上でございますね。

事務局から、何かございますか。

○事務局 今、御指摘いただいた、まず、評価項目の基礎点と加点の整理をすることと、今の情報開示を注記とかで、年度ごとの関係がわかるように、そこを修正させていただいた上で、また、先生方にお示しさせていただきたいと思います。

○樫谷主査 それでは、時間となりましたので、「中央実習センター施設等管理・運営事業」、「自動車検査用機械器具の保守管理業務」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。必要な修正をしていただくということで、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いとか、監理委員会への報告資料の作成につきましては、修正をすることが前提でございますけれども、私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 よろしく願いいたします。

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局で整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、自動車検査独立行政法人におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了いたします。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。